

岡山県動物救護本部設置要領

施行 平成27年3月26日

改正 平成30年3月22日

(名 称)

第1条 この本部の名称は、岡山県動物救護本部（以下、「救護本部」という。）とする。

(目 的)

第2条 救護本部は、岡山県災害時動物対応要綱（以下「要綱」という。）に基づき、岡山県内で発生した災害時において、動物による人への危害防止及び被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本要領において、「被災動物」とは犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼養する動物及び被災により負傷、逸走又は放浪している動物をいう。

(事 業)

第4条 救護本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災地の情報収集及び分析
- (2) 関係団体への協力要請
- (3) ボランティアの募集
- (4) 支援物資の募集
- (5) その他、目的を達成するための活動として本部長が認めるもの

(基 金)

第5条 救護本部は、前条の事業を実施するため、緊急災害時動物救済基金（以下、「救済基金」という。）を別に定める期間運営する。

- 2 救済基金は、寄附金等をもって充てる。
- 3 救済基金の管理は公益社団法人岡山県獣医師会が行うものとする。
- 4 救済基金は、救護本部が定めた期日をもって精算する。

(構 成)

第6条 救護本部は、次の団体をもって構成する。

- (1) 公益社団法人岡山県獣医師会
- (2) 公益財団法人岡山県動物愛護財団
- (3) 岡山県、岡山市及び倉敷市
- (4) その他本部長が必要と認めた団体

(役 員)

第7条 救護本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長1名
- (2) 副本部長4名以内
- 2 本部長は、保健福祉部長とし、副本部長は動物愛護センター所長及び公益社団法人岡山県獣医師会会長を充てるとともに、必要に応じて岡山市保健福祉局審議監及び倉敷市保健所長を加える。
- 3 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員 の 職務)

- 第8条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

(監 事)

- 第9条 救護本部に監事2名を置き、救護本部の会計を監理する。
- 2 監事は、救護本部会議において選任する。

(救護本部会議の招集等)

- 第10条 本部長は、第4条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。
- 2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決するところによる。

(行政機関等との連携)

- 第11条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び地方公共団体等と連携する。

(事務局)

- 第12条 救護本部の事務局は、保健福祉部生活衛生課に置くものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

- 第13条 救護本部は要綱に基づき、県災害対策本部設置時において、被災動物への対応が必要な場合には、協定団体に協力要請し設置する。
- 2 救護本部は、現地での対策を円滑に実施するため、現地対策チームを設置することができる。
 - 3 現地対策チームの運営に関し、必要な事項は別に定める。
 - 4 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。
 - 5 救護本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を依頼することができるものとする。

(救済基金の精算)

第 14 条 救済基金は、第 5 条第 4 項の規定により精算した後、今後の類似の災害への備えに資するため、残余の資金全額を一般財団法人ペット災害対策推進協会に寄附するものとする。

(活動内容の公表)

第 15 条 本部長は、救済基金の運営に関する事項や救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。